新旧条文対照表

 例：附帯事業を新たに設置する場合（主たる事務所も移転する場合）

（定款規定に新たに第4条の２を設ける場合）

新旧条文対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 第４条の２　本社団は前条に掲げる診療所を経営するほか、次の業務を行う。医療法人○○会　訪問看護ステーション　　　大阪市○○区○○丁目○番○号　　　　 | （　空　欄　）* 現行の定款の第4条と第5条の間に新たに附帯事業を記載するため、条文を加える必要があります。そこで、便宜的に「第4条の２」という条文を設けて記載します。

よって、「第4条の２」というのは第4条第2項ということではなく、独立した条文になります。　 |

既に附帯業務を「第4条の２」条において記載している場合は、新たに事業を追加する場合は、「旧」欄に現行の「第4条の２」を記載し、「新」欄に新「第4条の２」を記載してください。（第4条は別の条文であり、附帯事業の追加などで変更は生じませんので記載不要です）

例：現在の定款で附帯事業が第4条中（第2項）に記載している場合

新旧条文対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 第４条　本社団の開設する診療所の名称及び開設場所は次のとおりとする。　　　医療法人　なにわ会　なにわ診療所　　　　大阪市○○区○○丁目○番○号**第4条の２**　本社団は**前条**に掲げる診療所を経営するほか次の業務をおこなう。医療法人　なにわ会　訪問看護ステーション　　　　大阪市○○区○○丁目○番○号　　　医療法人　なにわ会　訪問介護ステーション　　　大阪市○○区○○１丁目１番１号 | 第４条　本社団の開設する診療所の名称及び開設場所は次のとおりとする。　　　医療法人　なにわ会　なにわ診療所　　　　大阪市○○区○○丁目○番○号　　**２**　本社団は**前項**に掲げる診療所を経営するほか次の業務をおこなう。医療法人　なにわ会　訪問看護ステーション　　　　大阪市○○区○○丁目○番○号 |

例：所管官庁変更に伴う文言整理

（法人により異なりますが、５～７ヶ所修正を要するところがあります）

新旧条文対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 第１５条　３　本社団は、毎会計年度終了後三月以内に、事業報告書及び監事の監査報告書を大阪市保健所長に届け出なければならない。第１９条　　４（４）第一号又は第二号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪市保健所長又は社員総会に報告すること。第３１条　この定款は、社員総会の議決を経、かつ、大阪市保健所長の認可を得なければ変更することができない。第３２条　３　第一項第一号又は第二号の事由により解散する場合は、大阪市保健所長の認可を受けなければならない。第３３条　２　清算人は、社員の欠乏による事由によって本社団が解散した場合には、大阪市保健所長にその旨を届け出なければならない。第３５条　本社団は、総社員の同意があるときは、大阪市保健所長の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。 | 第１５条　３　本社団は、毎会計年度終了後三月以内に、事業報告書及び監事の監査報告書を大阪府知事に届け出なければならない。第１９条　　４（４）第一号又は第二号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪府知事又は社員総会に報告すること。第３１条　この定款は、社員総会の議決を経、かつ、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。第３２条　３　第一項第一号又は第二号の事由により解散する場合は、大阪府知事の認可を受けなければならない。第３３条　２　清算人は、社員の欠乏による事由によって本社団が解散した場合には、大阪府知事にその旨を届け出なければならない。第３５条　本社団は、総社員の同意があるときは、大阪府知事の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。 |